

2019年7月17日

学校火災の原因を明らかにして公表、学校防災の取り組みを求める請願

住所

氏名 行政を考える住民の会

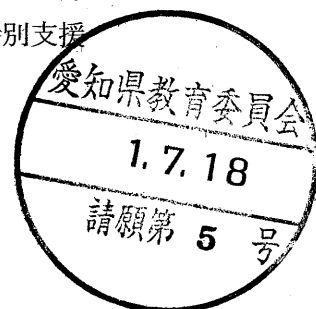
事務局 宮崎邦彦

1 請願の趣旨 経過

- (1) 2018年4月8日、5時15分頃、岡崎商業高校で火災（資料1）
- (2) 現在まで、出火原因は不明である。その後公表されていない、という認識である。
- (3) 2018年9月20日、大府もちのき特別支援学校火災（資料2）
- (4) 現在まで、出火原因は不明である。その後公表されていない、という認識である。
- (5) 学校の原因不明の出火が複数あり、原因が不明であるということからすると、たくさんの方の命を預かるということからすると、原因が明らかになるまで学校は、活動再開を見合わされることが当然の措置ではないかと思われたが、原因不明のまま、学校は再開された。
- (6) その後出火原因、および原因不明であることなどは、関係者等には明らかにされていない、という認識である。
- (7) 少なくとも、学校、教育員会は、出火の原因、原因についての調査等の進捗状況についてなどは、説明責任があることは明らかである。現在までその後の経緯について公表されたという認識が請願者にはない。
- (8) 学校及び、教育委員会には、学校生活をする、人々に対しての安全配慮があることは当然のことである。これは、関係する、人々（住民等も含む）に対しても、説明責任があるということである。現在まで十分に果されているとはいえない。

請願事項

- 1 教育委員会は、学校火災の原因を明らかにして、特に岡崎商業高校、大府もちのき特別支援学校の火災について、調査中の途中経過も含め、原因を明らかにして公表すること。
- 2 教育員会は、火災原因について正確な原因等が不明の場合は、少なくとも想定できる原因を、明確にするとともに公表して、現時点での防災「対応」を明らかにして公表する事。
- 3 教育委員会は、火災について、原因等が明確にできない場合は、国に、もしくは、関係機関にたいして、原因解明について、明らかにすることを求めること。
- 4 教育委員会は、各学校に対して、岡崎商業高校、及び、大府もちのき特別支援







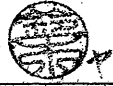


学校の火災時と、同じ状態、状況の箇所についての点検を行い公表すること。


添付資料

資料1 火災調査報告書（一部） 岡崎中消防本署作成

資料2 火災 事故速報 大府もちのき特別支援学校作成

消防長	消防次長					
						
(合議先)		総務課 				

平成30年 火災番号 38 号

火災調査報告書		所 属 中消防署本署 指揮調査1係		階級・氏名 消防士長 山本 健吾				
		出火日時	4月8日(日) 5時15分頃	火災種別	(1) 建物		覚知方法	(3)
入電時刻	4月8日(日) 5時29分	出動ポンプ	署車両 7台	放水	7台	出動人員	消防吏員 44人	
指令時刻	4月8日(日) 5時31分	団車両	7台	消防団員	55人	初期消火に使用した器具	()	
放水開始	署 5時41分					主として使用した水利	署(11) 消火栓	
火勢鎮圧	6時30分					最寄消防機関からの距離	7 (100m)	
鎮火	4月8日(日) 6時59分	計	14台	7台	計	99人	用途地域 第1種住居地域	
火元	出火場所 (事業所名等)	岡崎市栄町3丁目76番地 (愛知県立岡崎商業高等学校)						
	責任者住所	岡崎市栄町3丁目76番地						
	氏名	白井 上二	()年	職業	校長			
	業態別細分類	(7631)	業務名目	高等学校				
	用途別小分類	(83)	用途名目	校舎, 体育館, 給食場, 塾, 教場				
	鉄筋コンクリート造 3 / 階建 構造 (5) 耐火建築物							
	建築面積	425 m ²	延べ面積	1,276 m ²	防火対象物等の区分	(24) 7項		
焼損床面積	194 m ²	焼損表面積	88 m ²	焼損程度	(2) 半焼			
出火箇所	(1980)	教室					出火階	1/0

火災及び盗難等による事故速報

財務施設課 課長 殿

平成30年9月20日

22時

40分現在

報告機関名	愛知県立大府もちのき特別支援学校	作成者職・氏名 (連絡先)	谷口 正恭 (0562-46-3011)
事故種類	① 火災 ② 盗難 ③ 侵入 ④ 損壊(汚損)		
発生日時	(最終) 平成30年9月20日16時30分	(発見) 平成30年9月20日17時00分	
発見者	用務員(藤田 昌男)・生徒・警報機器発報・その他()		
事故の内容	午後4時30分頃、無人の3階廊下に煙が発生しており、教室でスプリンクラーが作動しているのを用務員が発見する。 教科書が置いてある窓際に出火の跡があり、教科書やプリント、ロッカーの一部が延焼した。また、スプリンクラーの作動により教室及び廊下などが水浸しになった。		
事故発生後の措置	発見後、事務職員から消防に連絡した。現場検証や本校職員に対する聞き取りが進められるとともに、本校職員が現場の排水作業及び復旧作業を行った。 児童生徒保護者には、午後9時38分にメール配信及び電話連絡をし、状況を伝えた。また、火災の該当クラスである生徒の家庭には、電話で直接状況を伝えた。翌日の対応については、平常どおり授業を実施するが、高等部の朝部活動は中止とした。出火した高等部の教室については、他の教室(特別教室)を使用する措置を執った。		
報道関係取材の有無	有() ・ 無		
その他参考事項			

(注)

- (1) 「事故種類」欄は、事故の内容により○で囲むか該当しないものを＝で抹消のこと。
(事故の内容が複数に及ぶときは、同様に明示すること。)
- (2) 「発生日時」欄は、警報機器の発報など発生日時が特定できる場所はその時間を、特定できない場合は異常の確認されなかった最終日時と事故の発見日時を記入のこと。
- (3) 「発見者」の欄は、事故を発見又は感知したものを囲むか、該当しないものを＝で抹消のこと。
- (4) 「事故の内容」の欄は、事故の内容を詳細に記入し、被害金額を必ず明記のこと。
- (5) 事故の発生場所、推測される侵入経路等を記入した平面図を添付のこと。